

○南伊豆地域清掃施設組合情報公開条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第24号

令和5年6月20日

(目的)

第1条 この条例は、住民の知る権利を尊重して、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに公文書の開示に必要な事項を定めることにより、組合の諸活動を住民に説明する責任が全うされるようにし、組合行政に対する理解と信頼を深め、住民参加を一層促進し、もって公正で民主的な組合行政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売又は公開することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例の目的とするとともに従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の開示等)

第5条 公文書の開示及び審査請求については、下田市情報公開条例（平成28年下田市条例第7号）第2章の規定を準用する。この場合において、同条例第19条第1項中「下田市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「南伊豆地域清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

(情報の提供に関する施策の充実)

第6条 実施機関は、公文書の開示のほか、住民が組合行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策の充実を図るなど、情報開示の総合的な推進に努めるものとする。

(公文書の管理)

第7条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(運用状況の公表)

第8条 管理者は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。